

平成23年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積(累計)	10,673ヘクタール
(2) 水洗化助成戸数	60戸
(3) 主要な建設改良事業	
下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業	16,572,709千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	38,227,557千円
第1項	営業収益	37,262,653千円
第2項	営業外収益	963,894千円
第3項	特別利益	1,010千円

支 出		
第1款	下水道事業費用	36,860,329千円
第1項	営業費用	25,897,794千円
第2項	営業外費用	10,932,535千円
第3項	特別損失	10,000千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 16,031,351 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 741,269 千円並びに当年度分損益勘定留保資金 15,290,082 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	44,456,531 千円
第1項	企業債	34,409,000 千円
第2項	一般会計出資金	3,179,165 千円
第3項	国庫補助金	5,064,865 千円
第4項	負担金	20 千円
第5項	寄附金	10 千円
第6項	水洗便所等貸付事業収入	30 千円
第7項	基金繰入金	1,803,150 千円
第8項	固定資産売却代金	10 千円
第9項	投資収入	271 千円
第10項	その他資本的収入	10 千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	60,487,882 千円
第1項	建設改良費	16,572,709 千円
第2項	償還金	40,054,032 千円
第3項	水洗便所等貸付事業費	30 千円
第4項	基金造成費	261 千円
第5項	投資	3,850,850 千円
第6項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 23 年度 公共下水道建設事業費	平成 24 年度から 平成 25 年度まで	8,248,763 千円
「水洗便所等貸付事業資金融資」 に伴う金融機関に対する損失補償	平成 23 年度から 債務消滅時まで	4,268 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道 整備事業	千円 11,057,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から 30 年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 借換債	千円 9,552,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	同上	借入れの日から25か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資本費平準化債	13,800,000	同上	同上	借入れの日から20か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,347,154千円

（他会計からの補助金）

第9条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,868,558千円である。

平成23年 2月15日提出

川崎市長 阿部 孝 夫